



そうです。去る十一日から十八日まで行なつた、第四次南極観測越冬訓練です。

十八日の出発を前に、部門別に専門的な訓練をこの植岡の地で、つんで行くわけですから、ロケットが月に到達する現在でも、地球にはもつともつと知らなくては何かなんかということが無限にある。

第四次観測隊の成功を……

ひ ら く

町と町の教育委員、公民館が主催で「昭和三十四年度八郷町社会教育研究集会」が九月十三日八郷町公民館と柿岡小学校を会場として盛大にひらかれた。

この集會は「社会教育法施行十周年記念」事業の一環として行われたもので、町の議会議員、教育委員、公民館関係者、PTA役員、婦人会・青年会幹部、その他各種団体の関係者など、二百五十余名が参集された。

この日午前中は、七つの分科会に別れてそれぞれの研究課題によつて、話し合いがもたれた。

研究主題は次のとおり。

- ◇地域ぐるみの青少年輔導はどうすればよいか
- ◇働く青少年の学習環境をどう整えたらよいか
- ◇成人の学習はどうすればよいか
- ◇みんなの公民館にするにはどうしたらよいか
- ◇社会教育団体が正しくのびるにはどうすればよいか

◇社会教育を進めるために団体や機関はどのように手をつないだらよいか

◇明るい市町村を作るには社会教育をどうすればよいか

以上七つの分科会での、研究協議のまとめは、午後全体会議（司会者田上嘉雄氏）でそれぞれの代表によつて発表され、討議された。

この研究の成果は、県で行

飯島印刷所

戸数と人口 (8月末)

世帯数	5,702
人口	15,868
男女	16,685
計	32,553

う中央集会
へと積上げ
られるわけ
です。

『役場新庁舎』方針さまる

で行われる予定です。

福祉年金事務

九月一日より
受付はじまる

老令・障害・母子の各福祉年金（全部無拠出で受ける）の裁定請求の受付を、一せいの

に各支所と役場（厚生課）で開始した。

体障害者など、歩行が困難な方などは、家族の方で、よく事情のわかつている者であれば

農事研究会

れた。続いて午後は一時より五時まで長講四時間に亘つて「新しい農薬とその使い方」について、日本農薬の渋谷技師から実施にすぐ役立つ話が

農事研究会
青少年クラブ

リーダー講習会成果得る

用牛の肥育について、畜産家の田村技師から「良いもと牛の見分け方」「エサのやり方」の講習会はつゝがなく終了し、参加者はそれぞれ新しい技術と抱負を胸に帰途についた。

あり、更に今問題となりつゝある土壌害虫の生態や防除法について、幻燈を用いて講義があつた。

第二日は午前八時から役肉講習会成果得る

本年の講習会には特に真家土浦支庁長、桜井県議が来賓

10月の納税

町 民 税
国民健康保険税

第 3 期分

基本選挙人名簿

今月は、基本選挙人名簿登録申請の月です。選挙人名簿には、基本名簿と補充名簿の二つがあつて、基本名簿は、毎年九月十五日現在で、次の要領で調製するものです。

一、申請期間
九月十五日より九月三十日まで

二、登載(申請)資格者
① 日本国民で、名簿確定日(十二月二十日)において年令満二十年以上(昭和十四年十二月二十一日以前出生)の者であること。

② 引き続き三ヶ月以来(昭和三十四年六月十六日以前から九月十五日まで)本町の区域内に住所を有

登録申請はもれなく

登録申請はもれなく

『一握り運動』
に感謝

去る六月四日の
ヒヨウ害をうけた
恋瀬と園部の方々
に町ヒヨウ害対策
委員会では「罹災
者農家救援一握り
運動」を展開しま
した。

町内の皆様方の
心温まる援助と協
力によつて、下表
のように多額の救
援金が集まり、九
長をはじめ関係者

まちのわだい

町の赤ちやんコン
 クールで、双生児を
 見事に育てた野村キ
 ヌさん（瓦会地区村
 子）が、努力賞を得
 た。

長男の正夫ちやん
 次男の光男ちやんは
 双生児で、生れたと
 ぬ

鬼怒川に汗を流して奥日光
 いろは坂体も胆も冷えにけ
 り
 バス半日汗にまみれて湯元
 着

老鷲や境内深き東照宮
 緑蔭や何処まで続く杉並木
 見返れば大谷観音に夕立ち
 ぬ

おもむき贈呈しました。

電害罹災農家救援金申込者各地区別集計表

地 区 别		教 援 申 込 者 数	教 援 申 込 口 数	金 額
柿 岡		728	1,927	19,270
小 幡		648	1,388.5	13,885
芦 穂		573	1,492	14,920
恋 瀬		443	885.5	8,855
瓦 会		449	877	8,770
園 部		160	426	4,260
林		475	964	9,640
小 桜		547	1,017.5	10,175
合 計		4,023	8,977.5	89,775

一般住民結核健康検診実施日割表
(10時～3時)

期 日	区 名	場 所
10. 3	戸の内・大関	戸の内公民館
10. 8	浦須・前島・上林	区 長 宅
10. 8	十三塚・里・稲子・上宿	蘭 恩 寺
10. 9	中宿・堀之内・下宿 横町・横町更生	小 学 校
10.10	一之沢・香取・細内 湯袋	細内会館
10.13	須釜・石沢・細谷	中 学 校
10.14	中山	区 長 宅
10.15	上青柳・原・押越 下青柳東・西	旧小学校
10.17	加生野	区 長 宅
10.20	下林・飯塚	公 民 館
10.21	片岡本田・片岡北部	
10.28	里・加良寿理	
10.29	川又	公 民 館

一般住民結核健康換診懇談会日割表

期 日	区 名	期 日	区 名
10. 7 午前	根 小 屋	10.19 午後	上 林
10.12 午前	下 林	10.21 午前	片岡 本田
10.12 午後	飯 塚	10.21 午後	片岡 北部
10.16 午前	戸 の 内	10.26 午前	里
10.16 午後	大 関	10.26 午後	加良寿 理
10.19 午前	浦須・前島	(午前 9 時 ~ 11 時) (午後 1 時 ~ 4 時)	



明年度より「入れ歯」も給付?

うことゝされた。

(1) 療養費の給付

1. 旧法では療養の給付の範囲は条例で定めるところとされてきたが、新法では他の社会保険と同様に次の六つに統一された。

2. 市町村の行う療養給付の期間は、三ヶ年を原則とした。

3. 旧法では、一部負担金の負担割合は定められておらず、条例規約の定めにしたがったが、新法では二分の一とした。

またこの一部負担金は、被保険者が療養の給付を受ける際、窓口で支払うことを原則とした(旧法では、保険者が徴収する方法も認められていた)。この場合、その支払いが困難である者に對し、保険者は減免または徴収猶予の措置を講じ、代つて療養取扱機関に支払

うことゝされた。

(2) 療養費の支給

療養の給付を行うことが困難な場合、その他必要な場合には、これにかえて療養費の支給を行うことができる。旧法で認められていた現金給付をたまためとする意味の療養費支給は認められないことになった。

(3) 助産、葬祭その他の給付

(以下次号)

みんなてとしよりの福祉を

九月十五日より一週間の「としよりの福祉週間」として、昭和二十六年以来全国的に展開され、本年は既に九年目を迎えました。

「としより」の生活を明るく、ゆたかにすることはあらゆる人々の願いとするところであり、欧米各国でも社会保険の見地から「としより」の問題を強く打ちだしています。わが国でもとくに今年「としより」を含めた国民年金制度実施の年でもあり、国民の気持がより上つています。

赤いざぶとん

町の社会福祉協議会では、ことしも数え年八十才以上(三九九名)の方に、赤い座布団を、としよりの日の九月十五日に贈りました。



農繁期を元気で

農繁期は四十歳ぐらいで、都会人の五十歳ぐらいのからだつきになつてしまふといわれます。つまり本当の年齢よりも十歳ぐらい老けてしまふといふのです。

その原因は若いうちの働き過ぎ、栄養障害などにあり、いわゆる農夫病という一種

赤ちゃんコンクール

1位は内田さん(柿岡)



ことしは「第四回いほらき赤ちゃんコンクール」が十月末に実施される。その町の代表をきめる審査が、九月九日八郷公民館で行われた。各地区の代表(三月審査、九月審査)三十二人の赤ちゃんによつてきまられ、次のように町の代表が、それぞれきまり、町と町医師団より賞状と記念品をいただいた。

【写真は第一位の内田勝也ちゃん】

入賞者(カッコン内)

- 総合一位 柿岡地区下宿 内田 勝也(元)
- 一位(九月審査) 小松地区月岡 (男) 広瀬 幸義(幸喜)
- 小松地区中山 (女) 小松崎栄子(森司)
- 一位(三月審査) (男) 総合一位に同じ
- 恋瀬地区大増 (女) 入江 典子(栄一)
- 努力賞 瓦会地区村子 野村 キヌ

各地区代表

- 九月審査 柿岡地区 片野 赤羽根芳彰(重三)
- 小松地区 仲町 森 京子(恒夫)
- 小松地区 小幡 鈴木 光男(博)
- 中山 中村 政江(敦之助)
- 芦穂地区 吉生 田中 和夫(清)
- 小倉 植木 文江(保)
- 恋瀬地区 小見 植 欣一(篤)
- 大塚 柴山 真澄(清)
- 瓦会地区 小河原睦雄(四郎)
- 平岡美智子(桂三)



写真は柿岡地区館で

のはカリローの補給です。はげしい作業の途中で、時々飲む一杯の砂糖水は、たいへんきく目があります。油を使った料理とか、こう

いはらき赤ちゃんコンクール八郷代表

乳児名	年令	体重	身長	胸囲	頭囲	栄養指数
内田 勝也	10ヶ月	10.5kg	75.0cm	47.5cm	47cm	19
広瀬 幸義	5.5	9.85	69.0	46.5	44	20.5
小松崎 栄子	6	9.0	64.6	45.0	42	21.4
努力賞(双生未熟児)						
野村 正夫	5	7.3	64.5	42.5	42	17.5
光 夫	5	7.5	65.0	42.0	42	17.5

納税は日掛け 月掛け心掛け

私等は、国民の義務としてまた新しい住みよい郷土を建設するために、納税は納期内に完納することが絶対に必要不可欠です。この苦勞から抜け出して、少しでも早くに納税ができたなら……。

それは私達が毎日または毎月の収入の一部を日掛け、月掛けで貯蓄することによつて解決される納税貯蓄組合の設立です。

「納税は、日掛け 月掛け 心掛け」という標語がございませうが、この言葉が具体化したのが納税貯蓄組合法です。私達はこれの趣旨に賛同し、笑顔で納税して明るい国、住みよい町の建設を約束する納税貯蓄組合を沢山設立しましょう。届書用紙は役場の税務課または各支所に用意してあります。

特典

- 納税貯蓄組合員の滞納分に對しては延滞金と延滞加算金が一ヶ年以内の滞り免除されます。(但し新規滞納をしない場合)
- 納税貯蓄組合に對しては、国、県、町より規定による奨励金が交付されます。
- 土木メモ(8月9日)
- 林地区、下林地内、道路法留練石積 延長 六十九メートル 高さ 一・二メートル 工費 一一七、〇〇〇円
 - 柿岡地区、仲町地内、道路法留練石積 延長 十二メートル 高さ 一・五メートル 工費 一五、〇〇〇円
 - 恋瀬地区太田地内、橋梁架換(石崎橋) 延長 三・四五メートル 全巾 三メートル 工費 九五、〇〇〇円
 - 恋瀬地区大塚地内、補修工事(折戸橋) 延長 一〇メートル 高さ 三メートル 工費 八一、〇〇〇円